

令和8年度筑後市立地適正化計画改定業務プロポーザル評価要項

1 評価要項の位置付け

令和8年度筑後市立地適正化計画改定業務プロポーザル評価要項（以下「本評価要項」という。）は、本プロポーザルにおける審査の評価方法について記載したものであり、筑後市立地適正化計画改定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、本評価要項に基づき評価を行い、業務を委託する受託候補者及び次点受託候補者を選定するものである。

2 評価方法及び受託者の選考

- (1) 客観評価、業務提案評価（第1次審査・第2次審査）及び価格評価を行い、受託候補者を選考する。
- (2) 客観評価及び価格評価は、事務局が技術者資料及び参考見積書を基に本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」又は「提案者」という。）の審査を行う。
- (3) 業務提案評価は、審査委員会により業務提案の書類審査（第1次審査）、業務提案プレゼンテーション及びヒアリングの内容により審査（第2次審査）を行う。
- (4) 客観評価、業務提案評価（第1次審査・第2次審査）及び価格評価の評価点は、次のとおりとする。

第1次審査（書類）

評価項目	評価配点	備考
客観評価	50点	
業務提案評価	330点	55点×審査委員6名
価格評価	40点	
合計	420点	

第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

評価項目	評価配点	備考
業務提案評価	390点	65点×審査委員6名
合計	390点	

- (5) 筑後市は、参加資格審査を行った後、第1次審査を行い、評価点の合計が満点の6割以上で、評価点の合計が上位3者程度を第1次審査通過者とする。
- (6) 審査委員会は、第1次審査通過者の中で、第1次審査における価格評価と第2次審査における業務提案評価の合計点（第1次審査の客観評価及び業務提案評価を除く）が最も高い者を業務受託候補者に、次に高い者を次点受託候補者を選考する。なお、最高点の者が複数の場合は、参考見積額の低い方を選定する。

評価項目	評価配点	備考
価格評価（第1次審査）	40点	
業務提案評価（第2次審査）	390点	65点×審査委員6名
合計	430点	

ただし、業務提案評価（第2次審査）の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。

3 評価基準

(1) 第1次審査

ア 客観評価：客観評価における審査内容及び配点基準の詳細は次のとおりとする。

審査項目及び配点基準の明細

評価項目		評価の着眼点		評価 ウェイト
		判断基準		
客観評価	参加者の評価	参加者の業務実績	<p>参加者の実績①～③について、下記の順で評価する。</p> <p>① 次に記載するいずれもの業務実績を有する参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 ・ 線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 <p>② 次に記載するいずれかの業務実績を有する参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 ・ 線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 <p>③ ①②以外の次に記載するいずれかの類似業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務 ・ 用途地域変更に関する業務 	<p>【参加者】</p> <p>① 7</p> <p>② 5</p> <p>③ 2</p>
			<p>以下の実績に該当するものは右記の点数を加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災指針の策定に関する業務 	<p>【参加者】</p> <p>1</p>
	管理技術者及び担当技術者	資格	<p>配置技術者（照査技術者除く）の資格について、次の順で評価する。</p> <p>●管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技術士「都市計画及び地方計画」 ② 国交省登録資格、RCCM、学会認定技術者 ③ ①②以外で業務に関連すると認められる資格 <p>●担当技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技術士「都市計画及び地方計画」 ② 国交省登録資格、RCCM、学会認定技術者 ③ ①②以外で業務に関連すると認められる資格 	<p>【管理技術者】</p> <p>① 8</p> <p>② 6</p> <p>③ 3</p> <p>【担当技術者】</p> <p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 2</p> <p>④ 0</p>

実務経験等	<p>管理技術者の平成28年度以降公告日までに完了した①～④の業務実績について、下記の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>② 類似業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>③ 同種・類似業務の実績（再委託で受託し担当したもの）</p> <p>④ 上記以外（実績無し含む）</p> <p>【同種業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 ・線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 <p>【類似業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務 ・用途地域変更に関する業務 	<p>【管理技術者】</p> <p>① 7</p> <p>② 5</p> <p>③ 2</p> <p>④ 0</p>
	<p>以下の実績に該当するものは右記の点数を加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災指針の策定に関する業務 	<p>【管理技術者】</p> <p>1</p>
	<p>担当技術者の平成28年度以降公告日までに完了した①～④の業務実績について、下記の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>② 類似業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>③ 同種・類似業務の実績（再委託で受託し担当したもの）</p> <p>④ 上記以外（実績無し含む）</p> <p>【同種業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 ・線引き都市計画区域内の立地適正化計画策定・改定に関する業務 <p>【類似業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務 ・用途地域変更に関する業務 	<p>【担当技術者】</p> <p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 1</p> <p>④ 0</p>
	<p>以下の実績に該当するものは右記の点数を加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災指針の策定に関する業務 	<p>【担当技術者】</p> <p>1</p>

	手持ち業務	下記の順位で評価する。	【管理技術者】
		① 全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ② 全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③ ①②以外 ※手持ち業務とは、公示日現在において、管理技術者、主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の契約済み及び特定後未契約の業務。 ※特定後未契約の業務については、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載する。 ※複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載すること。 ※設計共同体として受注した業務の契約金額は総契約金額に出資比率を乗じた金額を記載する。	① 8 ② 6 ③ 3 【担当技術者】 ① 6 ② 4 ③ 2
配点			50点

イ 業務提案評価（書類審査）

提出された業務提案書は、提案者番号を付した後、付属資料を添えて各審査員へ事前に配布する。その際、提案者名を伏した状態とする。

評価点は、各委員55点満点とし、評価項目及び評価点の配点は、次のとおりとする。

評価項目		配点／審査委員		評価点（審査委員6名）
業務実施方針と体制、工程表		10点		60点
テーマ別提案	テーマ①	20点	45点	270点
	テーマ②	10点		
	テーマ③	10点		
	テーマ④	5点		
参考見積書				40点
計		55点		370点

ウ 業務提案評価方法

- ① 業務提案書は、本評価要項に基づいて審査委員会が評価する。
- ② 評価項目及び評価基準、配点は、次のとおりとする。

評価項目		判断基準	判断基準ごとの評価	
業務実施方針と体制、工程表		目的、条件、内容の理解度、業務実施フローや工程計画の妥当性が高く、業務目的を達成するための合理性の高い業務体制、有益な代替案等が優れている場合に優位に評価する。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
テーマ別提案	テーマ①	的確性	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
		実現性	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
	テーマ②・③	的確性	特に優れている	5
			優れている	4
			普通	3
			やや劣る	2
			劣る	1
		実現性	特に優れている	5
			優れている	4
			普通	3
			やや劣る	2
			劣る	1
テーマ④	的確性	特に優れている	5	
		優れている	4	
		普通	3	
		やや劣る	2	
		劣る	1	

エ 価格評価

提案者の中で、最低参考見積金額を提出した者の評価点を40点とし、その他の提案者の評価点Aは、次の算式で算出する。ただし、全提案者の参考見積額の平均値から50%以上乖離している場合は、0点とする。なお、評価点は、小数点第一位を切り捨てる。

【算定式】 (最低参考見積金額/当該提案者見積額) × 40 = A

(2)第2次審査

ア 業務提案評価

評価点は、各委員65点満点とし、評価項目及び評価点の配点は、次のとおりとする。

評価項目		配点／審査委員		評価点（審査委員6名）
業務実施方針と体制、工程表		10点		60点
テーマ別提案	テーマ①	20点	45点	270点
	テーマ②	10点		
	テーマ③	10点		
	テーマ④	5点		
ヒアリング		10点		60点
計		65点		390点

イ 業務提案評価方法

- ① 業務提案は、提案者の名前を伏せた上で、その内容についてプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、本要項に基づいて審査委員会が評価する。
- ② 採点は、プレゼンテーション及びヒアリング終了後、各審査員が次の基準に基づき評価する。

評価項目		判断基準	判断基準ごとの評価	
業務実施方針と体制、工程表		目的、条件、内容の理解度、業務実施フローや工程計画の妥当性が高く、業務目的を達成するための合理性の高い業務体制、有益な代替案等が優れている場合に優位に評価する。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
テーマ別提案	テーマ①	的確性	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
		実現性	特に優れている	10
			優れている	8
			普通	6
			やや劣る	4
			劣る	2
	テーマ②・③	的確性	特に優れている	5
			優れている	4
			普通	3
			やや劣る	2
			劣る	1
		実現性	特に優れている	5
			優れている	4
			普通	3
			やや劣る	2
			劣る	1
テーマ④	的確性	特に優れている	5	
		優れている	4	
		普通	3	
		やや劣る	2	
		劣る	1	
ヒアリング	取り組み意欲	特に優れている	10	
		優れている	8	
		普通	6	
		やや劣る	4	
		劣る	2	

以上